

28 区外の認可保育施設に継続通園するための手続き

区外から文京区に転入した後も継続して区外の認可保育施設への通園を希望する場合は、文京区幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

| | |
|------|---|
| 申込先 | 文京区幼児保育課入園相談係 |
| 受付期間 | 文京区に住民票を移した月中 |
| 必要書類 | ①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ※希望する保育所の第1希望に、継続希望の施設名をご記入ください。 ②保育の必要性を確認するための書類（ P29 参照） ③保育料を決定するための資料（ P31 参照） |

※各市区町村によって、継続通園ができる期間が異なります。文京区でのお手続きの前に、期間について各市区町村にご確認ください。

29 事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き

事業所内保育所（従業員枠）に入園した場合は、幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

| | |
|------|---|
| 申込先 | 幼児保育課入園相談係 |
| 受付期間 | 事業所内保育所へ入園後速やかに |
| 必要書類 | ①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ②保育の必要性を確認するための書類（ P29 参照） ③保育料を決定するための資料（ P31 参照） |

